

○野球場の利用申請方法について（供用開始は、令和8年4月1日～）

1. 申請受付日

利用月の3か月前の第1月曜日の午後4時に受付します。

（第1月曜日が祝日の場合は、その翌日とします。）

2. 申請方法（受付日当日）

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、上記受付日時に持参により提出してください。

3. 申請が重なった場合

希望日が重なった場合は、抽選により使用許可を決定します。なお、抽選に参加されない場合は、申請は無効となりますのでご注意ください。

4. 受付日以降の申請について

上記の受付日以降は、空きがある場合に限り、随時、先着順で受け付けます。空き状況は、平日8時30分から12時まで及び13時から17時までの間に下記問い合わせ先までお問い合わせください。

5. 空きがある場合

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、持参、またはメール（件名に、必ず「利用申請」と入れてください。）により提出してください。

※許可書発行手続きの都合上、使用希望日の1週間前までに提出してください。

6. 申請の取り扱い

申請は、実際に使用する時間のみ受け付けます。

仮押さえでの申請はできません。

7. キャンセルについて

使用許可後、やむを得ずキャンセルされる場合は、速やかにクリーンセンターまでご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】 クリーンセンター

〒643-0151 和歌山県有田郡有田川町長谷川 1552-137

TEL:0737-32-4451 mail:cleancenter@aridakouiki.jp